

ブラジル連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等			1 嘱託書 ※1 (管轄裁判所あて) 1 通 写し 4 部 2 送達すべき文書 1 通 写し 3 部 (注) 1 及び 2 の写しのうち、各 1 部はブラジル連邦共和国の公証翻訳人用であるから、固有名詞(地名・人名等)にはひら仮名で振り仮名を付ける。
IV 費用			必要
V 期間 ※2			14 箇月

※1 嘱託書には、可能な限り、受送達者の生年月日及び両親名を記載してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一

ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。